

【仕事や旅行先での不在者投票】

日高川町の選挙人名簿に登録されている方が、仕事や旅行などで日高川町以外に滞在している場合は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。

<手順>

1. 投票用紙等を請求します。

「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に、本人が必要事項を記入し、直接、または郵便で日高川町選挙管理委員会に提出します。

提出先) 〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町選挙管理委員会 宛 (TEL 0738-22-1700)

2. 投票用紙等が交付されます。

提出された「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を基に、日高川町選挙管理委員会が名簿登録及び記載事項等を確認して、投票用紙などの書類一式を、現住所あて「書留速達」で郵送します。

3. 滞在先の市区町村で不在者投票をします。

投票用紙などが送られてきたら、それを持って滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参し、選挙管理委員会の指示に従って投票を行ってください。

（注意！）送付されてきた封筒（フィルム封筒）は封を開けずに滞在先の選挙管理委員会にご持参下さい。封を開けると無効となります。

以上で、不在者投票は終了です。※投票済みの投票用紙等は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会が日高川町選挙管理委員会に郵送します。

4. その他

○不在者投票ができる期間

告示または公示日の翌日から投票日の前日までの間で、最寄りの市区町村選挙管理委員会の執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中の場合は、土・日・祝日、午後8時まで可。

詳しくは滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい）。

○投票日当日までに日高川町選挙管理委員会に届くように、十分余裕を持って手続きをしてください。